

97

136

吉松古蹟考

鬼塚秋花著

鹿兒島 研學書院發行

026349-000-5

97-136

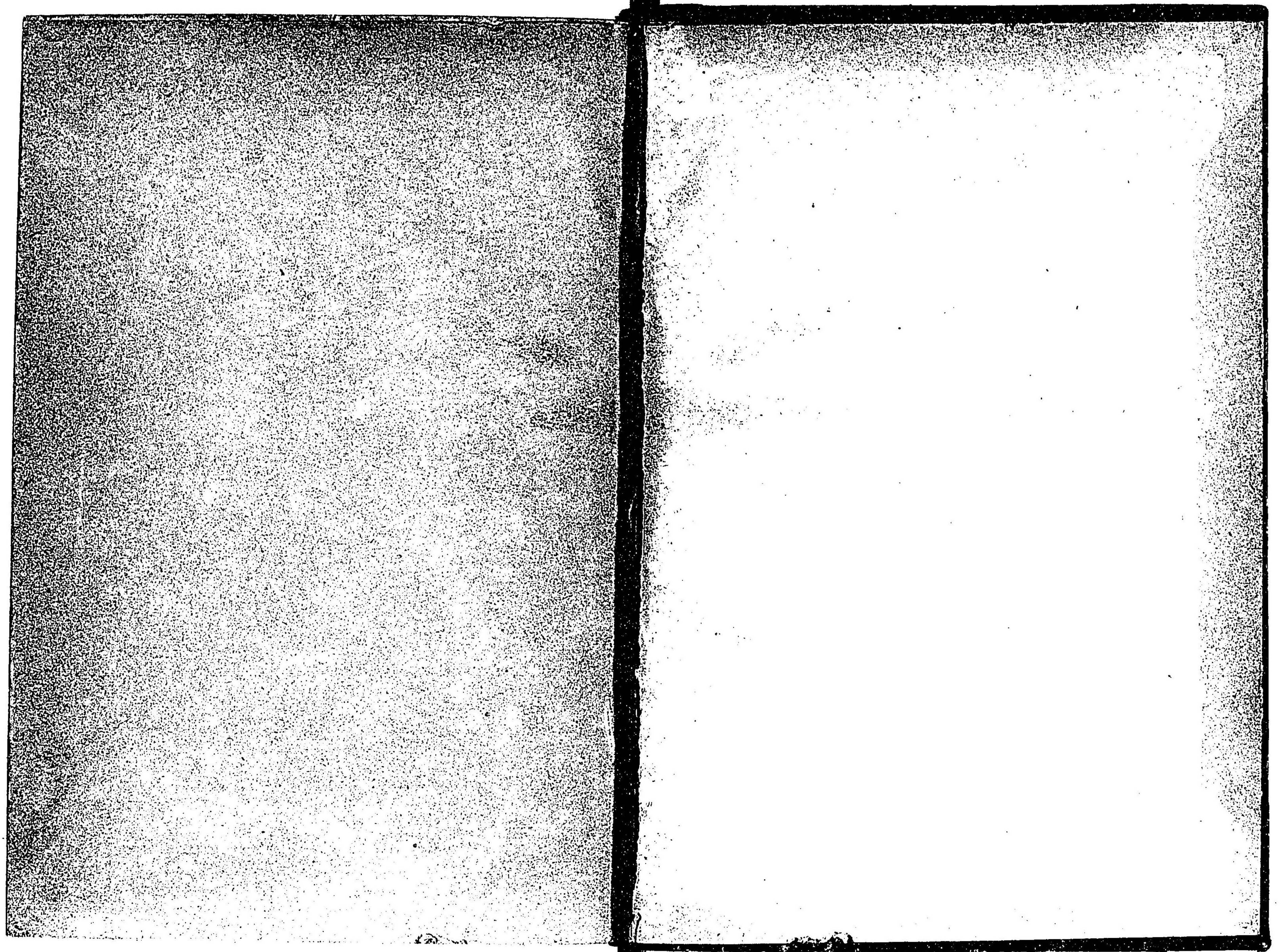
吉松古蹟考

鬼塚 兼信/著

M37

ADC-4135

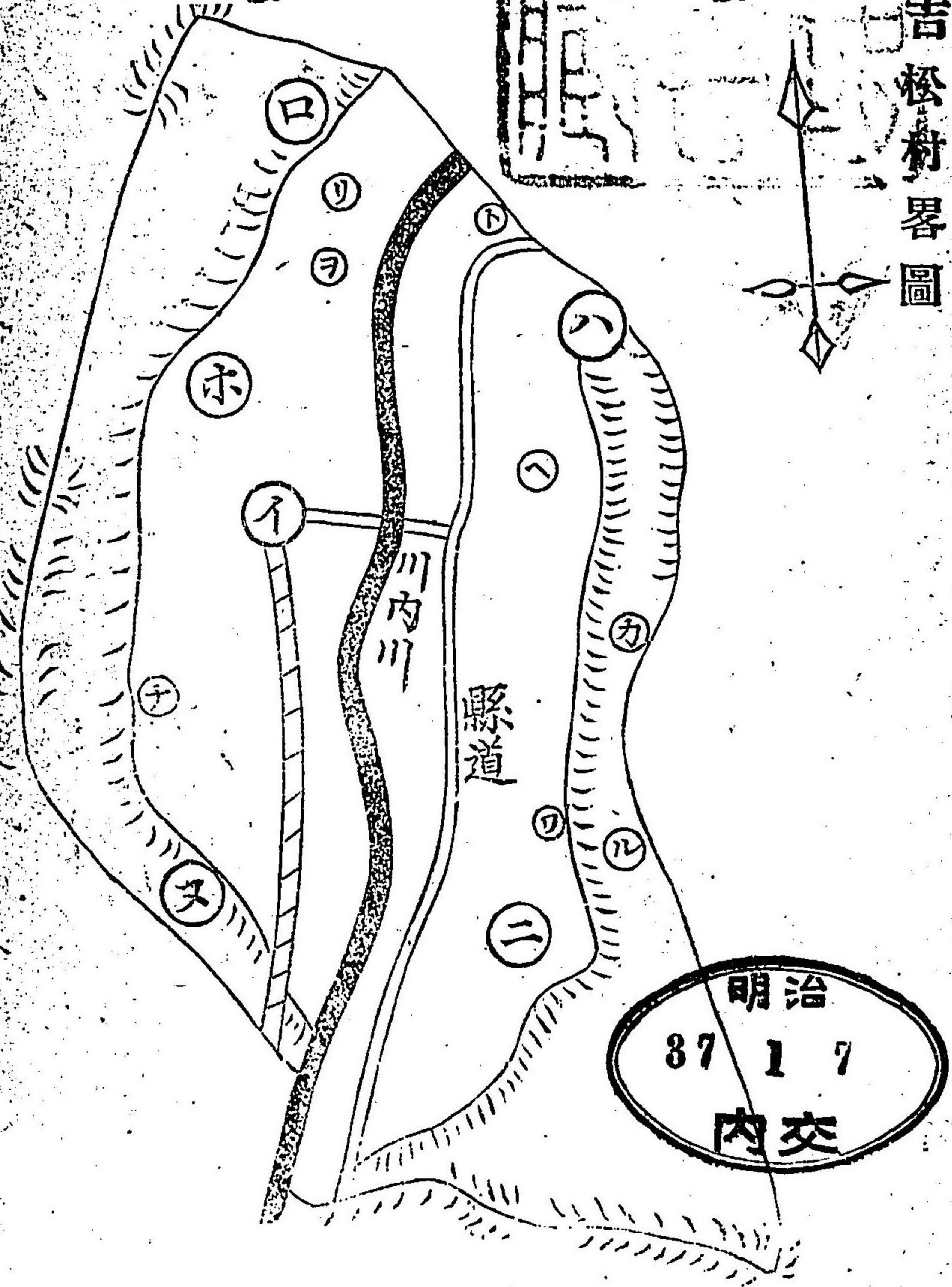




97-136

- ① 吉松停車場
- ② 足利尊氏の古蹟
- ③ 龜鶴城の趾
- ④ 内小野寺の趾
- ⑤ 箱崎神社
- ⑥ 高龍神社
- ⑦ 八幡神社
- ⑧ 霧島神社
- ⑨ 日枝神社
- ⑩ 熊襲の古蹟
- ⑪ 和氣清麿の古蹟
- ⑫ 船若寺温泉
- ⑬ 竹中池
- ⑭ 澤原

吉松町畧圖



明治
87 1 7
内交

自序

余は讀書を以て最大快樂となすもの也、もし夫れ閑あれば書窓半日、書を繙いて前賢古傑を追想せざる日とは殆どあるなし、倦めは乃ち學童三四を従へ、近隣の名所古蹟を探りて古今を語り、或は林下水邊を徜徉して科學を談し、以て心身の修養を怠らざるを常とす。偶々有志の士來りて曰く本村の古蹟たる、多くは荒廢に歸して大に舊時の觀を失ひたり、加ふるに載籍古文書の類甚た少し、偶々之あるも多くは蠹魚の腹中に埋れんとす、若し現存古老世を去るの曉に至らん乎、本村に於ける往古の事蹟は、遂に湮滅に歸して其跡を絶つに至らん。子は好んで學を講し名所古蹟を探る者、何そ古蹟に關する一篇の書を稿して後世を益せざる。況や肥薩鐵道開通の結果來て本村の古蹟を問ふ者頗る多きに於てをや、況や少

年子弟の郷土史の基礎的觀念を養成するに資する所多きに於てをやと、余驚いて曰く、著述は易事にあらず、老成の學士尙之を難とすと聞く、況や史的事實を叙するに於ては、必ず博覽強記にして古今を達觀するの識と、之に關する多大の材料を自由に料理するの才なくんば能はざる所なるに於てをや、余の謏劣寡聞なる豈其任ならんや、況や公務多忙なるに於てをや。客曰く、然れども勉めなば豈成し能はざるの理あらんやと頻りに促して止まず、余又辞する能はず徐ろに材料を鳩集し、載籍古文書の中より尋繹し來りて遂に本書を稿するに至れり。知らず客の希望を滿すに足るや否や。

明治三十六年九月

於研學書院

秋 花 生

例 言

一本村は神社舊蹟頗る多きにも拘らず、載籍古文書の類甚だ少く實事詳かならざるもの多し、況や社會の興敗常なく、天災地變又時に至りしを以て、其地形又舊時の觀を失ふものあるに於てをや、之れ著者の大に苦心せし所なり。一本書は吉松由來記、神社取調帳、寺院由緒帳、舊家の系圖、古文書類を涉獵し、旁ら地理纂考、西藩野史、其他幾多の史書と現存古老の口碑とを參照し、自ら其境を踏査して著者が隨意に取捨を加へて記述せしものなれば、誤謬の点なきを保せず、之れ本書に題するに吉松古蹟考の名を以てする所以なり。

一神社に於ける祭神の傳記は、小冊子の能く録し能はざる所なれば、村宗社のみを擧げて他は尽く省けり、和氣公及び熊襲の事蹟に至ては問ふ者頗る多きを以て特に掲げたり。

一本書を著すに就き縣會議員古川重親、舊戸長久木元延正両氏の指教を受け及び愛甲氏秘藏の什寶類を披見して参照の便宜を興へられ、稿成りて古川先生
の校正を得たるは、著者の深く謝する所なり。

明治三十六年九月上浣

著 者 識

吉松古蹟考目次

- (一) 總 論
- (二) 吉松の沿革大要
- (三) 吉松の名所古蹟
 - ◎ 内小野寺の舊趾
 - ◎ 足利尊氏陣營の舊趾
 - ◎ 般若寺の舊趾を訪ふの記
 - ◎ 龜鶴城の舊趾
 - ◎ 箱崎八幡神社
 - ◎ 南方神社
 - ◎ 清瀧神社
 - ◎ 熊野神社
 - ◎ 八幡神社
 - ◎ 日枝神社
 - ◎ 霧島神社

- ◎菅原神社
- ◎其他の神社
- ◎光照院の趾
- ◎玉泉寺の趾
- ◎和氣清麿の古蹟
- ◎熊襲島帥居城の趾
- ◎塚の原の古墳
- ◎招魂社
- ◎清冽なる竹中池
- ◎廣漠たる澤原

吉松古蹟考目次 終

吉松古蹟考

鬼塚秋花著

〔一〕総論

吉松村の
總出別
は三百三
十四町六
反六畝十
六歩に十
て畑反別
は四百四
十町四畝
六十歩な
り

吉松村は鹿兒島を距る、東北十五里にして始良郡に屬す、南は栗野村に接し、西は佐郡に界し、東北は宮崎縣西諸縣郡に接す。周回九里三十町二間にして、戸數六百五十、人口三千五百餘を有す。一村を分ちて中津川、川添、川西、鶴丸、般若寺の五大字とし更に數多の小字に分つ。地勢は四境に山岳連登すれども、中間平亘にして田圃廣く開け、土地肥へ民撲實なり。氣候頗る中和を得て、極寒三十度より極暑九十度に至る。

山岳は西に熊の峯、鹿倉、目倉、般若寺越等の連峯ありて遙かに宮崎

縣の山岳に連續し、東南には栗野岳聳立し、遙かに韓國、白馬の諸山を雲際に見む。

川は有名なる川内川の上流、流れ緩に水深く、村の中央を流れて栗野村に注ぐ。其他桶寄川、福島川、瀬久谷川、湯元川、石小川、須屋川、谷川の諸川潺湲として、縦横に流れ、共に川内川に溜く。池は有名なる竹中池を初め、内小野寺の清泉、御手洗池、堀之原池等の清澄鑑の如きあり、殊に内小野寺の清泉は、島津久住公の詠歌さへありて其名高し。其他名所古跡頗る多く、加ふるに湯之元温泉、湯之平冷泉等ありて、四時の風景甚だ佳なり。故に一たび當村を過ぐる者、何れも其風光を賞せざる者なし。嘗て西洋人メースン氏の漫遊記事を読むに、實に左の如きものあり。

湯之元温泉
泉は又般
若寺温泉
と云ふ停
車場の北
凡十町
許明治
五年坂
吉藏の創
業に係る

「要するに加治木より人吉に到る間の村邑は、概ね寒村小邑なり。而

して其間の風景は、絶佳とは言ひ難けれども、先づ佳なりと稱すべし。殊に栗野を離れてよりを最も佳なりとす、栗野を離れ吉松に入

れば、路は川内川に沿ふて登り、宛然公園を見るか如しと。」

嗚呼山は蒼々たり、水は滾々たり。風景絶美、氣候馴和、人情の敦厚なる、風俗の質朴なる、又四方雅客の遊覽に適すべし。

前述の如く本村は、氣候温和、地味豊饒なるを以て、植物よく蕃茂し、農産物を出すこと頗る夥し。米は四百町歩の田地より毎年七千石を産出し、麥、大豆の如きは五百町歩の畑地より産出する所又甚だ多し。其他茶、楮、等の産物數ふるに遑あらず。殊に茶は往古般若寺の住僧、山城の宇治より苗木及ひ種子を移植し、製茶の法を授けしを以て古來其名高し。而して近來農事の進歩につれ、養蠶の業も又盛なるに至れり。

二吉松の沿革大要

今當村の沿革を按するに、往古は筒羽野つづはのと云ひ日向國內なりし故、當村はんにやて般若寺の山號を日向山と云へり。建久八年けんきゅう園田帳に筒羽野四十八町五反云々とあり。光照院にありし、永徳元年辛酉八月二十五日のせうめい鐘銘にも大隅國筒羽野村とありき。天正年間に至り、島津義弘公今の吉松に改名せられしと云ふ。是より先き文治年間、相摸國の山伏愛甲忠雄なる者、島津忠久公に従ひ、相州鎌倉より來りて當地に住し、内小野寺の住持たり。子孫ねんめん連綿として今日に至る。觀應中に至り足利尊氏當地に來り、般若寺を以て本陣ほんぢんと定め、二月ならずして九州の武士尽く其爪牙となれり。天文四年島津勝久公故ありて當地に走るや、般若寺に至り北原きたはら氏のま庇を求む、蓋し北原氏は眞幸院の領主にして、當時本村の東北部につ立せる龜鶴城に居城し、世々威を四隣に振ひしを以

市左衛門又公門と號す其直筆と稱す
 今尚村役
 場秘藏
 5

てなり。永祿五年に至り、城主北原掃部兼親勢すまひひ稍衰微し、飢肥城主伊東義祐に敵し難きを慮り、眞幸を島津氏に譲る後ち北原左衛門尉求摩もとの軍を率て、龜鶴城に據り陰謀いんぼうを謀る、事成らずして逃走す。元龜三年島津兵庫守忠平公、伊東修理太夫を木崎原に撃つや、當村の士軍に従ふ者内小野寺の住僧愛甲相摸坊を初め五十餘人、頗る驍勇せうゆうの名あり。島津義弘公飯野城主に任せらるゝや、當地に家屋を建て、陰居所とし、屢往來せられしを以て、公の遺跡いせき又頗る多し。降て元祿年間に至り、赤穂藩主淺野家の臣、宍戸鐵舟なる者當地に流浪し來り、學を澁江市左衛門に授く、市左衛門學成りて、諸家の系圖、郷内の古事記を著し、及び土地竿繼帳等を改正して功勞こうらう頗る多し。後世人の師範となり寺小屋教授をなしたる、愛甲文殊院、愛甲八郎太、中原六左衛門、村岡十郎太、長井玄靜等は皆其流れを酌みし人なりき。安政三年に

至り、鹿兒島の漢學者西田嘉内を聘用し、好學の士に近易なる讀書習字を授けしも、二年ならずして病没せり。今鶴迫墓地の入口なる左側に、墓銘を刻せざる墓石一基あるは、則ち其屍體を埋めし所なりとす。

元治元年三月藩費を以て、栗野村に通ずる阿場道を開鑿す。今の縣道に屬する道路なり、以前は栗野村に通ずるには、川添の瀬口を渡り川西なる二反田の下を過き、熊之峯の嶮路を過きしなり。其困難思ふに堪へたり。之より先き川内川は、鶴丸を過き山下の前より中野の西を流れ、夫より柿木の東枯楠を過き、新村の後を流れしか、堤防を築きて、今日の如く流域を改めたりと云ふ。其年代詳かならざれども、元祿年間の頃なりと傳へらる。

當時の國
神社の後
手に大な
る舞臺を
建設し大
坂歌舞座
の俳優芝
居の大角
力の舉行
等ありき

を盡く酒造米に充てしむ。蓋し其以前は上納米は、各自加治木洲崎に運ひて納めしを、是を以て其不便を救濟せんか爲めなりし也。降りて慶應の初年に至り、藩費を以て家屋を中津川なる今の新町に新築し、鹿兒島市及び其他の貧民を移住せしめ、續て澤原なる小國神社前に、六字形の町家を新設し、同じく戸數三百餘戸を移轉せしめられたり。之れ如何なる政策なりしかを詳かにせずと雖、思ふに空漠たる廣野を開墾せしめ、自營自立の道を講せしめ、以て富國強兵の基を開くにありしならん歟。一時は非常の繁盛を極めしも、慶應二年の暴風の爲めに、家屋盡く倒壊せしを以て、移住の徒又四方に離散し、今や其跡かたもなく、只野艸茫々たるを見るのみ。今の小國神社は實に其時建立せしものにして、境内古松數株ありて頗る幽邃の致あり。

慶應元年、漢學者赤塚正輔を加治木郷より聘し、學問所を中津川に設

五人は古川重雄、中村建六、中村嘉六、愛甲隆平、馬場篤志なり

萩原平は著者の父なり明治五年五月に任せらる

けて教育の振興を圖る。次て王政維新に至り、教育の方法初めて整頓するや、人民向學の氣風稍見るべきものあり、於之、地頭佐屋郎の板藏に修繕を加へ、窓戸を調へ以て校舎に充つ。是より先き、鳥羽伏見の役起るや當郷より從軍せし者五人、皆戰捷の榮を負ふて歸る。

明治六年十月西郷隆盛翁等、征韓の議行はれずして故山に歸り私學校を興すや、當村の士加入する者五十三人、次て十年の役起るや、翁に從ふて豊肥の野に轉戦せしもの實に百二十六人、戸長萩原平外八名遂に戦死す。是より先き明治九年二月、古川重雄、萩原平、久木元延正中村重衛等の盡力に依り、官費を以て新土堤を築き、竹中池より水を引きて、川添、柿木地方の水田數十町歩の灌溉に便す。後世其恩澤を蒙ること大なり。全十四年有志者相謀り、碑を清瀧神社の南に建て、戦死者の姓名を録し其魂を祀る。傳へ云ふ、古川重雄、萩原平、久

久木元延正は明治十一年二月に任せらる

木元延正は戸長に任せられて公益を圖りしこと多しと。全十六年二月時の戸長中村重安、學務委員愛甲隆平等の尽力に依り、學校を中津川の上小路に移し校舎を新築す、則ち現今の所なり。全二十年に至り教育の形勢頓に進歩するや、戸長中村重安、學校長古川重親等の尽力に依り、校舎の増築、遊歩場の擴張を決行し、以て高等科を併置す。全二十五年十一月、村長古川重親等の尽力に依り校舎を改築す、則ち現今二階造の校舎にして甚だ堅牢を極む。中村重安、古川重親の二氏は村治上大に功績ありし人なりとす、殊に中村重安は剛毅果斷にして頗る古英雄の風ありと稱せらる。明治二十七年征清の役起るや、當村出身の現役者にして戦役に服せし者十四人、二等軍曹山口直助澎湖島にて病死す、則ち村費を以て厚く葬る。大重兼徳は時の村長なりき。全三十年七月猪俣、和田、村岡、

小城親友
は明治三
十年六月
村長に擧
げられた
り助は現
神頼昌な

鶴永、及び余の五人相謀りて、丁丑、日清兩役の記念碑を招魂社 内に建て、工事費殘金七拾餘圓を以て、後世永く祭祀を絶へざらしめんとす。今の村長小城親友、又適任の評ありて村治に勵む、而して校舎の増築、遊歩場の擴張は昨三十五年を以て決行せられ、肥薩鐵道は今年九月を以て當地停車場まで開通し、今や本村の發達驟々として朝敵の東天に登るか如し。



三三吉松の名所古蹟

◎内小野寺の舊趾

内小野寺うちのせらじの趾は、吉松停車場の東南凡そ二十町餘、川添の今熊山にあり。今熊野神社のある所なり。天台宗にして飯隈山の末寺たり。高さ六寸八分の麻利支天猪上木の像を本尊とす、草創の年月を詳かにせざれども、今を去る七百餘年前、則ち文治二年相州愛甲郡の山伏愛甲小次郎忠雄なる者、島津氏の元祖忠平公に従ひ、鎌倉より來りて眞幸院の地頭職に補せられ、當村箱崎八幡神社の北脇に住す、後ち當寺に移りて其住持たり。又其庭前に熊野神社を迎祭して世々其社司を務む。今の社掌愛甲隆篤は其三十九代の孫なり。寺域五反五畝七步、堂宇は寶殿、客殿、能野神社、水天社、秋葉權現、妙見社、持佛堂、役行者堂等ありて其客殿は島津義弘公の隱居所として建立せしものなり今當

寺の由緒帳を按ずるに、義久公の時までは寺領として八町八反を賜ひしか、永祿年間に至り島津忠平公大に麻利支天を崇敬せられ、二十七代の住持愛甲相模坊光久をして、軍中に麻利支天調伏の法を修めしむ。光久諸所の軍に従ひ、敵國調伏の法を行ふて効驗あり、中にも元龜三年五月伊東修理太夫義祐大軍を以て、島津義弘公の居城飯野を襲はんとせし時、光久命を受けて伊東調伏の法を行ひ、遂に小勢を以て敵の大軍を破ることを得たり。義弘公大に其功を賞し、光久を小林頼戸尾の座主となし、知行百二十石、及び自筆の威狀と太刀一振、全夫人より御紋付の袂箱半荷を賜ふ。

光久は又大天狗修業者にて、霧島山、狗留孫山、其他諸所の高山靈地を跋躋修業せり。天正十二年二月十五日、義弘公の代參として志布志飛瀧權現へ參籠せし時、神前に於て天狗より兵法の三略書一卷を傳授

す、稀世の珍物なるを以て光久之を官に納む。元祿五年十月に至り、時の住持隆算官に却下を請ひ、今傳へて全家に秘藏す、官命して人の披見を禁せしむ。後ち光久年老ひ修業出來さるに及び、天狗屢々當寺に來り種々の奇怪を演す、今に天狗松と稱する古木境内の山中にあり。

文祿二年家久公栗野より初めて上洛あるや、當寺へ祈禱を命せられ太刀一振を奉納せらる。次て高麗へ出發せらるるに及び、熊野權現へ神鏡三枚を奉納せらる。天文十四年光久の妻卒するや、義弘公寵愛の宮田讚岐守の女を賜ふて夫人とす。

慶長年中に至り、忠平公光久の子秀真坊久意を足輕大將となし、薩州出水に地を給ふて移住せしむ。其後肥後の加藤清正と小西行長と隙を生じ戦を起すや、小西利を失ひ救ひを島津氏に求む、島津氏應ず、久

意忠戦して功あり、長刀一振、提重一個を賜ふ、後に久意内小野寺へ歸され、寺領は勘落せられ、別に高十一石餘、熊野神社に祭米一石五斗を給ふ。文久四年七月四日島津忠義公當寺に來られ、代々拜領の什寶を一覽せらる。當寺の什寶に光久公筆瀧見觀音の掛物、綱久公筆仙人の掛物、天狗より傳受の三略書、忠久公の御劔、家久公の御鏡、義弘公の御茶辨當、御茶道具、御鍵、全夫人の御挾箱、光久公の水晶珠數、御掛物、義久公の御長刀、御提重、家久公の御腰物、吉貴公の御茶碗等ありて今愛甲氏に秘藏す。

釣鐘一口あり廻り四尺八寸、高さ凡二尺、銘に曰く

隅州桑原郡吉松郷今熊山三藏院古來所鳴之華鯨既及損壞矣干茲三

十二世住持隆盛欲鑄改之告郷之士民衆皆喜捨因集其資乃賃島氏轉

舊爲新願依此功力佛神應護郷中安全五穀豐饒人々快樂

銘曰

這箇華鯨響徹大清妖魔遁州士民安寧時

享保八年歲次癸卯三月吉日

現住權大僧都

惠寶院隆盛法印謹誌

往古は寺屋敷の四方は、自然の切岸にて高さ六七丈、境の内外には老樹森々として繁茂し、妙見川、上の川の清泉、境内に涌出して其間を環流し、地域甚だ幽邃を極めたり。延寶八年九月二日島津久住公（綱貴公季弟）當寺に來り風光の秀媚を賞し一首を詠す、

内小野寺にて

久住

又もきて見すやあらなむ此寺の

岩間の水の清きながれを

五月尊氏大舉上洛に官軍を破り倉府を創めて天に下握するを堂義昭氏より至る百三十五代尊氏に量弘大にありて土謀を金穀を惜ましむるを將士に與て大に將

足利尊氏の九州に下るや、先づ築前に上り小貳頼尙に頼る、後ち當國に來り、當寺を本陣とす、之より四方嚮應して皆尊氏に屬す、赤松丹心上國の急を報するや、尊氏兵を率ひて上國に向ひ、水陸二軍殆ど無人の境を行くか如く、五月下旬京軍と兵庫にて戰を開き、千古の忠臣楠正成遂に湊川にて戰死し官軍大に敗る、尊氏後ち返賽として當寺の本堂を再興すと云ふ。嘗て尊氏と住持との贈答の和歌ありて今猶舊記に存す、降て永祿年間に至り、島津義弘公深く當寺を信仰せられ、御祈願所と定めらる。嘗て肥後箭崎城より得られし鱒口、鐘樓釣鐘、各一口を寄進せられたり。

鱒口の銘は左の如し、
奉施人肥州飽田郡春日寺本堂鱒口也
住持慈喜德也

士の心を
得たり之
れ彼か容
易に弱業
をなせし
所以なり
とす

享德四年乙亥九月吉日

願主 左工門三郎並助五郎

鐘樓釣鐘は後ちに島津氏より召上げられ、別に釣鐘一口に添書を附して寄進せらる、其銘に享保十年龍洞院一世憲英とありき。
享保九年辰四月回祿の災に罹り、堂宇、御書類、寶物等多く灰燼に歸す、其後再興して舊觀に復し、以て明治維新の際に至る、二月十五日を縁日とし賽者常に絶ゆることなし、舊記に存する住持は左の二十六代とす。

- | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 阿字然 | 賢惠 | 尊惠 | 盛賢 | 賢慶 | 賢海 |
| 盛秀 | 光海 | 慶油 | 源惠 | 實秀 | 頼長 |
| 堯眞 | 快壽 | 頼盛 | 頼圓 | 頼壽 | 盛喜 |
| 頼顯 | 頼安 | 頼久 | 廣運 | 盛應 | 覺寶 |

斯の如く明治維新の際までは、堂宇甚宏壯を極めしも、明治二年廢寺の際尽く破壊し、一千年間靈光を放ちたりし著名の古刹も、今や荒涼たる山野と化して、僅に其舊趾の一部を存するのみ。著者嘗て當寺の舊趾を訪ひ左の記事あり、まゝ重複の所あれど、掲げて參考に資せむ。

舊苑荒臺楊柳新。

菱歌清唱不勝春。

◎般若寺の舊趾を訪ふの記

(上)

般若寺の舊趾は、本村西北部なる般若寺の山中にあり、余頃日少閑を得て、其舊趾を訪ふことを得たり、乞ふ記して以て未知の士に報せむ。

當村役場より西に折れ、川内川の清流を涉り、里道に沿ひ北に進むこと、二十町許にて日枝神社に達す。是れ往古仁王門ありし所にして、般若寺の入口なりとす。按するに、日枝神社は昔は般若寺の北にありて、日吉山王社と號せしか、明治八年の頃今の地に遷坐ありしと云ふ。其神前に掲げたる木像は、則ち般若寺の遺物なりと傳へらる。是より左折して西に進むこと二町餘、足指漸く仰きて頗る峻峻を極む、則ち往古數十間に亘る磴道ありて、道甚々廣大なりし所なれども、今は

斯の如く荒れ果て、僅かに牛馬の通するを見るのみ。其上に稍平坦なる處あり、今や荒廢に屬して地域又甚た縮少せしと雖、苦むせる石垣尙重疊として、山林田圃の間に存在するを見る、是れ實に有名なる日向山九品院のありし所にして、般若寺の舊趾なりとす。殘礎に踞して眸を放ては、後には般若寺峙の秀峯碧霄を磨して古木森々たり、東南には遠く韓國、栗野、白鳥の連山、蒼々として雲鬚を洗ひ、東北には飯野、加久藤、眞幸の諸村、歴々として雙眸に集り、眞幸の大川澗溪として其間に横はる。風景絶佳、眞に山間の靈域たるを失はず。是に於て、余往事を追想し、低徊去るに忍ひず、獨り荒草の間に悄然たり。偶々白髮の老人、山中より出で來り慨然として涕を流して曰く、是れ實に眞言宗に屬する般若寺の古蹟なり、往古は寺域甚た廣く、大樹繁茂して境内幽雅を極め、堂宇亦壯嚴にして輪奐の美を盡し、佛壇

には數百異様の佛像を羅列して奇觀比なく、二月十五日の緣日には、賽者遠近より塵集して甚た熱鬧を極めしも、今や寂寞斯の如く、唯だ黄昏鳥雀の悲むあるのみ、と余益々今古の感に打たれ、翁に問ふて曰く、余近頃本村歴史を編せんと欲し、舊記を蒐め古老に質し、稍得る所ありしも、未だ親しく此地を踏査するを得ざりき、翁願くは余の爲めに委しく指教せよと、翁欣然として余を伴ひ高丘に上りて曰く、彼の竹林叢生せる處は本堂のありし所なり、田圃の開けし所は廩屋のありし所なり、千手觀音堂のありし所は彼方なり、日吉山王社のありし所は彼方なり、彼方の坂路には數十間に亘る磴道ありて然も道廣く、門前には南北に通する道ありて最も廣濶を極む、而して背後の山中には、歴代住職の墳墓あり。子閑あらは往て訪ふべしと、余曰く翁の爲めに多大の史料を得たり、乞ふ歴代の沿革を聞かん、翁曰く余は幼時

の記憶を語るのみ、古來の沿革に至ては、子の研究せし所を聞かんと欲す。余曰く然らば語らむ、誤れる所は乞ふ訂正せよ。

(下)

翁と寒烟荒草の間に坐して往事を語れば、幽禽又悲鳴を添へて、轉た斷腸の思ひあり。余曰く此寺は草創の年月は詳かならずと雖、圓上聖人、或は性空上人の開基なりと傳へ、本尊は金製の阿彌陀なりと聞く。降て鳥羽帝の朝保安年中に至り、高さ七尺の梅の古木洞中に涌出せしを以て、爾來之を以て本尊となせり。而して最も奇なるは住職更代の際、始めて開帳するに際し、觀音佛の寺僧を信任せらるゝ時は、佛體なる古木に満開の花を觀れども、厭忌せらるゝ時は、絶て此事なしと言へり。觀應年中に至り足利尊氏の九州に走るや、深く當寺を尊崇して本陣と定め、九州諸侯に令して金穀を募り、本堂を建立して近國

の民衆を收攬し、兵勢の振ふに及びて東上せし所なり。

或時、尊氏住職に盃を與へて曰く、

日に向ふ山のあるじを來て見れば

端山を照す在明の月。

住職の返歌に曰く、

吾妻より西の山の井清ければ

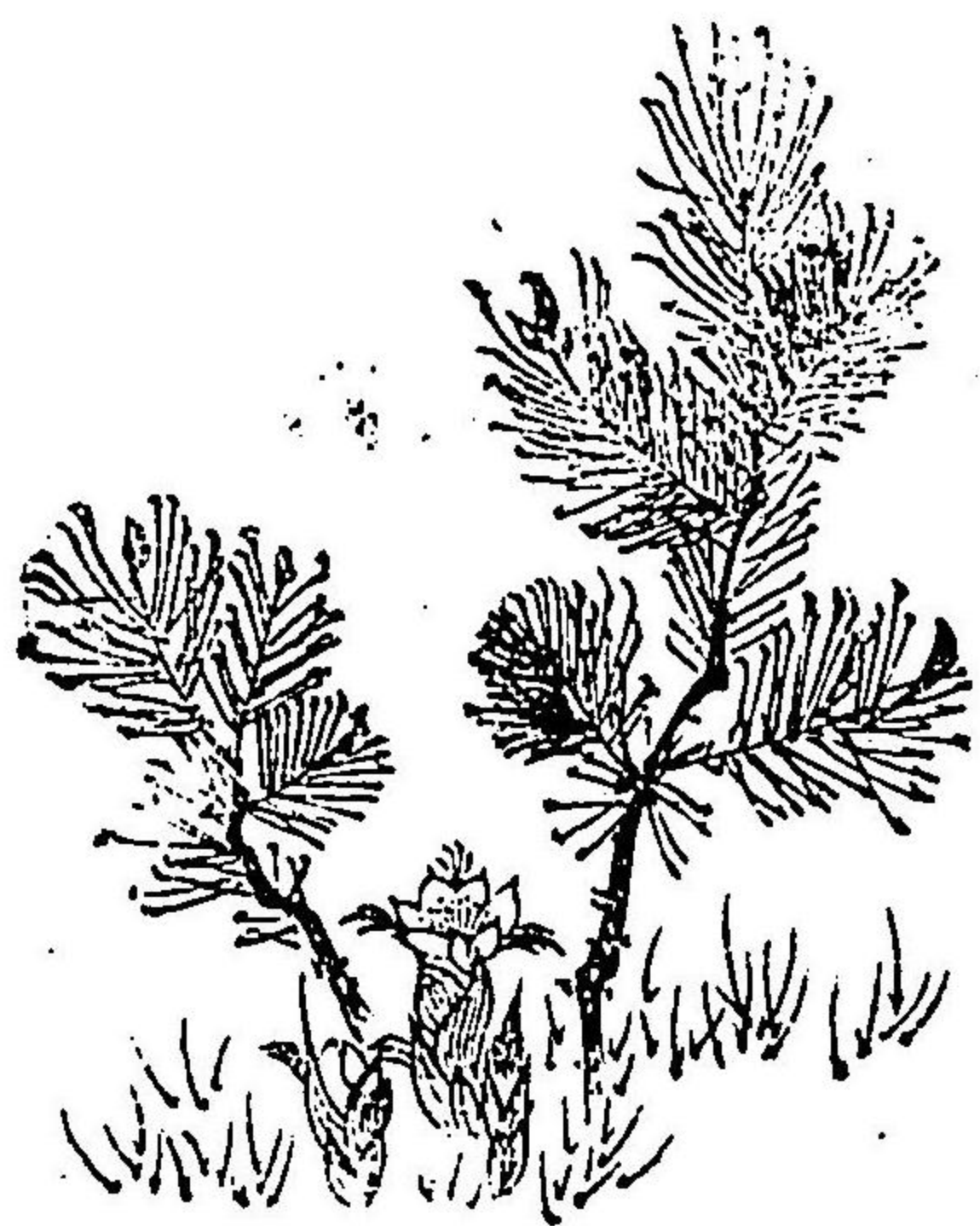
月日の影も澄みまさららん

後戦勝て府を鎌倉に開くや、反賽として本堂を再興せり。降て豊臣氏の時に至り、島津義弘公深く崇敬せられ、寺領として田地若干を賜ひ、鰯口、鐘樓釣鐘各一口を寄進せらる。而して常寺の住職慶油、源惠、實秀の三代は所々の軍陣ぐんちんに列し給へり。降て享保元年四月に至り、不幸にして回祿の災に罹り、堂宇、御書付、什寶等多く燒失せしは實

に遺憾の極なりき。其後再興して稍舊觀に復することを得たり。慶長年中細川幽齋豊臣氏の命を受け、當國に來り寺社領を減せしことありしに、當時の住職和歌一首を詠して送りしに、幽齋感して勸落なかりしと云ふ。嗟矣、殆ど一千年間靈光赫々たりし當寺も、明治維新に至りて盡く破壊せられ、今や堂宇の跡かたもなく。地域又甚だ縮少して多く民有に歸し、斯の如く荒涼たる山野と化せしは、豈遺憾の至りにあらずや、翁以て如何となす。翁唯々として又一語なく、唯涕潸然たるを見るのみ。既にして翁又曰く、予知るや、本堂の傍に白躑躅あり、其下に金千両、朱千盃、漆千盃を埋めありと云へど未だ發掘せしを聞かずと、言ひ終て飄然として去る。夫より余は獨り山中の墓地に至れば、人の顧みる者更になく、老樹徒に古墳を壓して苔滑かに、幽禽の聲相應し、陰氣骨に徹するを覺ゆるのみ、時に晚鴉啞々として山頂

に啼き、寂寞更に一層を加ふ、依て愛を割きて坂を下れり。「嗚呼古墳は實に好詩材たり、荒れたるは更に詩趣多き也。」 (完)

古き都を來て見れば
淺茅か原とぞなりに身
月の光は隈なくて
秋風のみぞ身にはしむ



◎ 龜鶴城の舊趾

龜鶴城の舊趾は、吉松停車場の東北凡二十町許、鶴丸の東部に聳立す。南にあるは本丸にして鶴城と唱へ、高さ八十尋南北二十間東西三十間餘、北にあるは二の丸にして龜城と稱し、高さ六十尋、南北三十間東西五十間餘、周回合せて三十五町四十間と稱す。築城の初めを詳かにせざれども、永祿の頃北原氏の居城せし所なり。本丸の鎮守を鶴岡正八幡社と稱す、城の絶頂にありて神體なし。般若寺の舊記を按ずるに、足利尊氏の當國に來り般若寺を本陣と定むるや、深く當寺を崇敬し種々の物を奉納せしか、其内白絹の戸帳に詠歌を書して奉りし由見へたれば、蓋し其以前よりありし城なるへし。其後島津義弘公、菱刈の軍に勝利ありて歸陣せらるゝや、白絲の鎧一領を寄進せらる。元和二年九月十三日鶴丸中城山に遷座ありき、則ち現今の所なり。

二の丸の鎮守は龜岡天神社なり、菅丞相の木像一體を祭神とす。舊記を按ずるに、當社は貞和五年十一月二十一日の草創にして、文和三年十一月十六日大神元義再興、貞治四年八月二十五日大願主藤原氏造營永正十六年十二月二十三日大且那伴久兼、大願主万休庵主德義藏司同名秀忠造立等の棟札を藏む。然るに元龜元年二月十五日、鶴丸の崎須山に遷座ありき、則ち現今の所なり。義弘公菱刈の軍に勝利あるや、當社にも青絲の鎧一領を奉納せらる。

按ずるに北原氏は、其先天智天皇の皇子大友皇子に出づ、六世兼遠初めて薩州へ移り、其五世の孫右兵衛佐兼幸初めて眞幸院の領主たり。世々威を四隣に振ひ、或は島津氏に屬し、或は伊東、相良に應じて反服常なかりしか、北原周防範兼に至り、伊東、相良に與して當地を初め栗野、横川をも併存し兵勢大に振へり。永祿年間に至り北原掃部介

兼親來て居城す、偶々伊東修理太夫義祐大舉して眞幸、吉松、栗野、横川を奪ひ、眞幸地方大に亂る、島津貴久公此亂を鎮めんと欲し、腹心の者を眞幸近隣の地に宰たらしめて軍を數城に置く、永祿五年に至り、兼親遂に島津氏に降る。是より伊東、相良の二氏と絶ち一意島津氏に仕ふ。永祿七年甲子十一月兼親の叔父北原左衛門尉、求摩の軍を率て當城に據り、密に伊東、相良に通して事をなさんことを謀る、未だ成らざるに事發覺して出奔す。貴久公兼親か境を伊東、相良に接し孤立して敵し難きを慮り、伊集院神殿邑を給ふ、全年十一月兼親伊集院に移る。是に於て島津義弘公を以て眞幸院の領主とす、全年義弘公加世田より飯野へ移らるゝ時、當城に假屋を建て留り、飯野城の普請全く竣るを俟ちて移轉せらる。其後此假屋には、新藏様と申す御方移住せられし由舊記に見へたり、其後の事蹟今傳はらず。

何時の頃なりけむ、廢城となりて久しく狐狸の棲む所となり、今や城上の老松、城外の巨杉は尽く採伐せられ、往時の道路は荒廢して幽谷となり、假屋の趾は畑地に開墾せられ、城地は鶴丸の私有となりて雜木叢生し、鎮守の跡又尋ぬるに由なし。然れども細徑を盤旋しつゝ絶頂に達すれば、四望豁如として三州の山川尽く雙眸に集り、地利又天險を極む。嗚呼龜鶴城頭、松吹く風は猶颯々として當年の餘韻を傳ふれども、今や殆ど人跡なく、躋る者をして轉た感慨に堪へざらしむ。

南登碣石館。遙望黃金臺。

兵陵盡喬木。昭王安在哉。

霸圖帳已矣。驅馬復歸來。

◎箱崎八幡神社

祭神 應神天皇

神功皇后

仁德天皇

社殿

寶殿

四敷三間

橋殿

三敷二間

舞殿

五敷四間

拜殿

四敷四間半

門守神社

敷四尺方

箱崎八幡神社は、吉松停車場の北部なる、川西古城山に鎮座せる郷宗社にして、奉祀筑前八幡宮に同じ。神體は御鏡にして錦に包み、絲を以て十文字に結び、白檜木物の内に奉納す、往昔座主は光照院にして、春日氏神主たりしか今は中神頼澄社司たり、創建の年月詳かならず

と雖、貞和年間(北朝光明天皇)の勸請に係るものなりと云ふ。華表を入り賽路數十間を攀ちて境内に達す、社域六反九畝三步にして、寶殿拜殿、舞殿、門守社等あり、往古は老杉古松枝を交へて神地幽雅なりしも、今はさる古木なし、社中に天正二年甲戌十月十八日忠平公御代當所地頭南郷治部少輔忠行、座主光照院光宗代御再興の棟札を藏む。島津維新公、又八郎公、飯野御在城の時深く崇敬せられ、十月二十五日の祭典には社參奉幣せらる、今に公の御腰掛の石と稱するもの猶境内に存す。又公の奉納に係る眞幸と銘せる、長さ二尺二寸一分の御大刀、御酒瓶子一對ありて社内に納む、正祭は舊曆十月二十五日、小祭は二月初卯なり。

神功皇后社は、箱崎神社の東五町許の處にありしが、今は廢して箱崎神社に合祀す。神體は高さ一尺七寸の木像八體にして、創建の年月傳

はらず、正祭は十月二十五日にして、此日箱崎八幡神社の神輿此所に臨幸ありて、種々の祭式ありしか、今は真幸川畔に臨幸ありて、猶其祭式の一部を存続す。

應神天皇は、今を去る千七百年第十五代の天皇にて、御諱は譽田別尊と申し奉る、仲哀天皇第四の皇子にて、母は神功皇后なり、紀元八百六十年庚申十二月十四日筑紫の蚊田にて生れ、御年三歳にて皇太子とならせ給ひ、紀元九百三十年庚寅正月朔天皇の御位に即き、大和國高市郡白檮村なる豊明宮に都し、五百城入彦命の仲姫命を納れて皇后となし給ふ、在位四十年二月、御年百十歳にて崩し給ふ時に紀元九百七十年庚午二月十五日なりき、河内國古市郡古市村惠我藻伏岡陵に葬り奉る、今天皇の功徳の一斑を記せんに、天皇の五年

には諸國に令して、海人部、山守部を定めて海山の事を經營し、全年十年には伊豆に課して船舶を造らしめ、七年高麗、百濟、任那、新羅入貢するや其人を役して池を鑿たしめ、十五年には百濟より其臣阿直岐をして良馬を貢せしむ、阿直岐よく經典に通するを以て皇子菟道稚郎子從ひ學ぶ、十六年に至り阿直岐其國の博士王仁を薦む王仁織縫、釀酒、鑄冶の工人を率ひて來り、論語十卷千字文一卷を獻す、是に於て稚郎子又之を師とし學業大に進む、儒教の我國に入るは之を始めとす、而して三韓の藝術も又此時より我國に入りて大に我國の文明を助けたりき。

神功皇后は息長足姫と申し奉り、開化天皇の曾孫氣長宿禰の御女にして、御母は天日槍の後裔なる葛城高額媛と申し奉るなり、仲哀天

皇の二年立て皇后となり給ふ、其年筑紫の熊襲又反して朝貢せず、因て天皇の御親征となりしを以て、皇后は越の角鹿より發して筑紫に入り給ふ。斯くて天皇は香椎宮かしのみやに御し、進んで熊襲を討ち給ひしも克つこと能はざりき、天皇自ら琴を彈きて吉凶を神に聞かんとするや、神あり皇后の口を籍り誨へて曰く、

天皇何ぞ憂^そ熊襲之不^さ服、是^そ齊^な之空國也、豈足^ま舉^ま兵伐^ま乎、愈^ま茲國^ま而有^ま賢國、譬如^ま美人之黛^ま有^ま向津國、眼^ま炎^ま之金銀彩色多在^ま其國、是謂^ま栲衾新羅國^ま焉、若能祭^ま吾者、則會不^ま血^ま及^ま其國必自服矣、復熊襲爲^ま服、其祭^ま之以^ま天皇御船、及穴門直隴立所^ま獻水田名太田是等物^ま爲^ま幣也。

然るに天皇其神託を疑ひ、強ひて熊襲を攻め給ひしに戦ひ利あらず、創を蒙り九年二月終に香椎の行宮に崩し給ひぬ、此に於てか皇后

大臣武内をして窃に其屍を葬りて喪を秘せしめ、天皇の神教に従はずして、早く崩し給ひしを深く痛み給ひ、齊宮を筑前の小山田邑に造らしめ、自ら神主となり大臣武内をして琴を奏せしめ、中臣鳥賊津を以て審神さじんとなし、謂ひて曰く、嚮きに天皇に教へ給ひしは何れの神なりしや、乞ふ其名を聞かんと禱ること七日七夜、神乃ち其名を告ぐ依て之を祭りて戦勝を祈り、鴨別命を遣はして熊襲を討たしめ、皇后は肥前に渡りて松浦なる玉島里に出で、細鱗魚あなごを釣りて征韓の吉なることを知り、再ひ香椎の宮に遷り給ひ其海にて御髪を洗ひて亦征韓の吉なることを知り給ひ、遂に策を決して親ら新羅を征せんとし、頭髮を解きて丈夫の装をなし群臣に謂て宣はく、

夫與^ま師^ま動^ま衆^ま國之大事^ま、安危成敗必^ま在^ま於斯、今有^ま所^ま征伐^ま以^ま事付^ま群臣^ま若^ま事不^ま成者罪在^ま於群臣、是甚傷焉、吾婦女^ま

之加以不肖、然暫^レ假^レ男貌、強起^レ雄略、上蒙^レ神祇之靈、下籍^レ群臣之助、振^レ兵甲、而度^レ峻浪、整^レ艦舟、以求^レ財土、若事就者群臣共有^レ功、事不就者吾獨有^レ罪、既有^レ此意、其共議^レ之、

既にして軍衆も集り戦艦も整へり、皇后親自ら御戈を採り更に三軍に令して曰く、

金鼓無^レ節、旌旗錯亂^レ、則士卒不^レ整、貪^レ財多^レ欲、懷^レ私願^レ内、必^レ爲^レ敵所^レ虜、其敵少^レ而勿^レ輕^レ、敵強^レ而無^レ屈^レ、奸暴^レ勿^レ聽、^{ハコ}自服^レ勿^レ殺^レ、遂^レ戰勝者必^レ有^レ賞、背走者自^レ有^レ罪。

と遂に十月對馬の和珥津を發して直に新羅に至る、新羅は辰韓の地也。時に大風激浪、岸を拍ち舉國震驚す、國王波沙寐錦大に駭て曰く吾れ聞く東に神國あり日本と曰ふ、聖主あり天皇と曰へりと是れ必す其國の神兵ならんと、素旆を立て、素服を着け、國籍を封し、

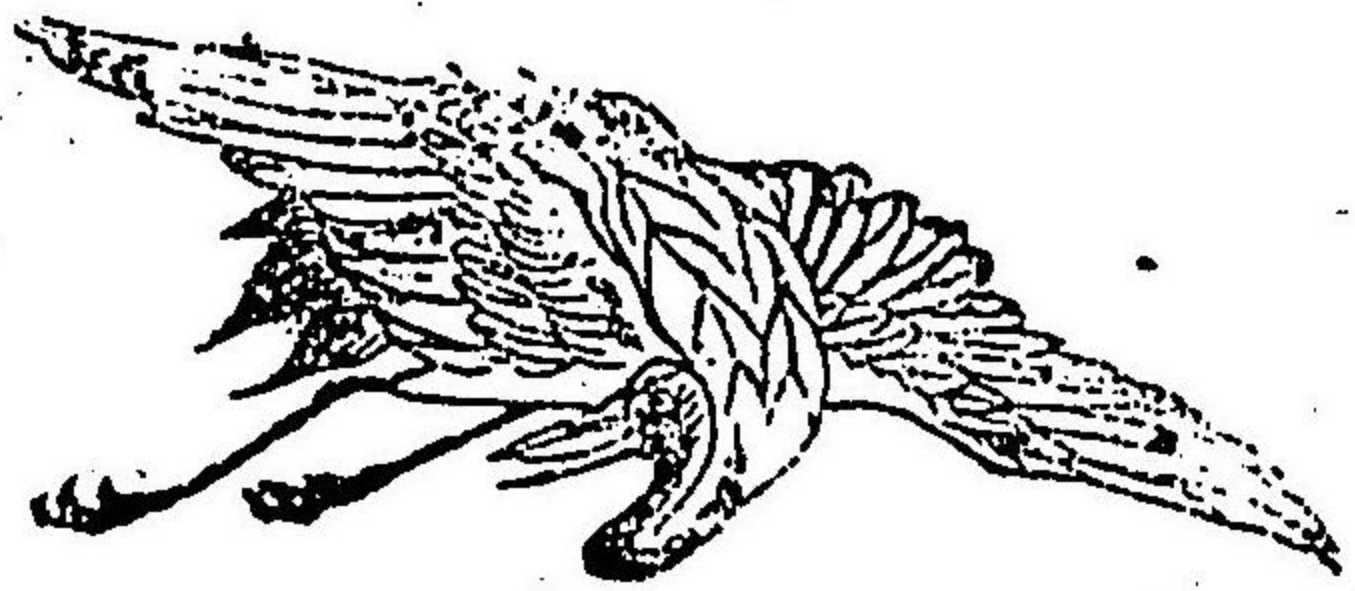
面縛して御船の前に来り、叩頭して曰く、今より以後、長く乾坤と共に、伏して飼部となり、毎年貢物を奉らん、日西より出て、ありなれの河、逆流し、河石昇りて星辰となることあるも、春秋の朝を闕き、梳鞭の貢を怠ることあらは、天神地祇共に吾を罰し給へど、皇后即ち其縛を解きて之を釋し、其重寶府庫を封して國籍文書を收め、皇后自ら其採る所の矛を取て王城の門に立て、紀念となす、新羅王其子を質として我軍に従はしめ、金銀彩色及び綾羅縑絹を八十艘の船に載せて朝貢せしむ、是より後新羅の朝貢八十艘を以て制となすに至れり、高麗、百濟二國の王は新羅王か日本に降りしと聞き、窃に其軍勢を窺はしめしが其勝つべからざるを知り、自ら營外に来て降り、永く西藩と稱して朝貢を絶さざるへしと誓ふ。茲に於て三韓悉く内屬したりしを以て、其年十二月凱旋し給へり、之を我國外

國征伐の始めとす、實に紀元八百六十年なり。

仁徳天皇(第十六代)は應神天皇の御子にして、御母は仲姫皇后なり、大鷦鷯尊と申し奉り性聰明にして寛仁慈惠なり、始め應神天皇少子稚郎子を愛し、立てし皇太子となし大鷦鷯尊をして皇太子の輔佐たらしめ大山守命(稚郎子の御兄)をして山川原野を司らしむ、應神天皇崩するや、太子位を大鷦鷯尊に譲て曰く、先帝の我を立てしは特に其愛に出づるのみ、兄君は仁孝著れ年も又長せり、我不肖何を以て天位に即かんや、兄君速かに位に即け、吾當に臣となるべしと大鷦鷯尊曰く先帝賢を擇んで王を立てし儲君となせり、我奈何ぞ先帝の遺詔を棄て太子の言に従はんやと固く辞して聽かず、太子菟道に遜れ肯て位に即かず、相讓ること三年なり、太子兄王の志遂に奪

ふべからざるを知りて自殺す、大鷦鷯尊大に驚き慟哭して哀を擧げ止むなく位に即くや都を難波の高津に移せしか詔して曰く朕高台に上りて遠く望むに城中人烟立たず、思ふに民貧にして秋く者少き乎、邦畿の内此の如くんは、畿外の民の窮乏せる知るべき也、自今三年課役を除き百姓の苦を救ふべしと、宮垣崩るれとも造らず、屋宇壞るれとも葺かず、風雨相侵し星光御座に入るに至れり、已にして三年を経て又高台に上り烟氣盛に起るを見給ひ皇后に云つて曰朕既に富めり復た憂ふることなしと、皇后曰く室朽らて修むるを得ず何ぞ富めりと謂はんや、天皇曰く國の君あるは百姓の爲め也君は百姓を以て本とす、今秋烟盛に起る、民の富めるは乃ち朕か富めるなりと、人民聞て聖恩に感泣し税調を貢して宮室を修めんことを請ひ庶民老を扶け幼を携へ、争ひ來りて役に就く未だ幾何ならずして宮室

悉く成れり吾人國史を讀んで此に至る毎に亦た其優美仁愛の心性に感せずんばあらざるなり、天皇又溝渠を通し堤防を築き大に民利を計りしを以て世に聖帝と稱す、在位八十七年にして崩す壽百十歳なり和泉大鳥郡なる百舌鳥耳原中陵に葬り奉る。



社殿は明治初年調査を掲
り縮少せ

◎南方神社

祭神 健南方神

八坂刀賣命

社殿 寶殿 四敷四間

橋殿 一間方

舞殿 五敷四間

神供所 四敷三間

南方神社は、吉松停車場の西一町許、京の平山へ鎮座す、寶殿、舞殿、門守神社等あり、往昔は諏訪大明神と稱し萩原右京神主たり。社域一反歩老杉鬱蒼として茂生し、中にも庭前の銀杏樹は老幹嗟峨として神地を覆ひ、風致頗る幽邃を極めたりしも、今や老杉は多く伐採せられ、銀杏樹は朽倒して其趾なし。天文十四年乙巳十一月二十八日青山佐渡守照續造立の棟札、及び永正二年七月二十六日願主親家と記せ

る御幣串を納めしも、元祿十年丁巳四月二十一日神火の爲め棟柱は焼失に歸し、御幣串は神主纒に守出することを待たり。正祭を舊曆七月二十七日とす。當日は村内各所より大鼓踊、手踊等を奉納し、境内甚な雑沓を極めたりしも、今はさる事なし。



◎清瀧神社

祭神 速須佐男命

社殿 寶殿 二敷二間

橋殿 方一間

舞殿 四敷三間

神供所 二敷二間

清瀧神社は村社にして中津川の前平に鎮座し、往古は青龍權現社と稱せり、神體は御鏡にして草建の年月詳かならず、社地三畝歩餘にして老杉大楠ありしも、今は伐採して幽寂の致を缺く、今の社堂は春日敬助にして、正祭を九月十九日、小祭を二月十九日とす。



◎熊野神社

祭神

櫛御氣野命
速玉之男神
事解之男神

社殿

寶殿

三敷二間半

橋殿

方一間

舞殿

四敷三間

門守神社

方三尺

熊野神社は、川添字宮の前(或は千鳥山と云ひ又今熊山とも稱せり)に鎮座せる村社なり、往古は新熊權現社と稱し内小野寺と云へる大寺の庭前にありき、神體は木像三體(各高四寸)にして例祭は二月彼岸、三月三日、五月五日、六月十五日、八月十五日、十二月二十九日なりしが明治維新後神體は御鏡に改め、祭典は大祭十二月一日、小祭二月一日に改めしと云ふ、今の社掌を愛甲隆篤とす

◎八幡神社

祭社

仲哀天皇
應神天皇
神功皇后

社殿

寶殿

四敷三間

橋殿

二敷一間半

舞殿

四敷三間

門守神社

方三尺

神饌殿

四敷三間

八幡神社は、村社にして鶴丸の宮下に在り、祭神は箱崎神社に同じく神體は御鏡なり、往昔は鶴岡正八幡社と稱し、龜鶴城の本丸にありしが元和二年九月十三日今の地に遷座ありき、足利尊氏の當社を崇敬せしこと、島津義弘公の御鎧を奉納せられしとは龜鶴城の部に記述したるを以て茲に再記せず、例祭は九月十三日にして今の社掌を阪口彌八とす。

◎日枝神社

祭神	大山咋神
社殿	寶殿
	橋殿
	舞殿
門守神社	神僕殿

四敷二間半
一間半
四敷三間
二尺五寸方
二敷一間半

日枝神社は、往古は般若寺境内の朝日山に鎮座ありしか、明治八年の頃今の湯の元に遷座ありしと云ふ。高さ二尺三寸の木像二體及び石體一基を神體とす、草建の年月今傳はらず、正祭を九月十五日とす、境内に前神王二社ありて、左の願文あれども今明かならず、今の社堂を山崎盛男とす。

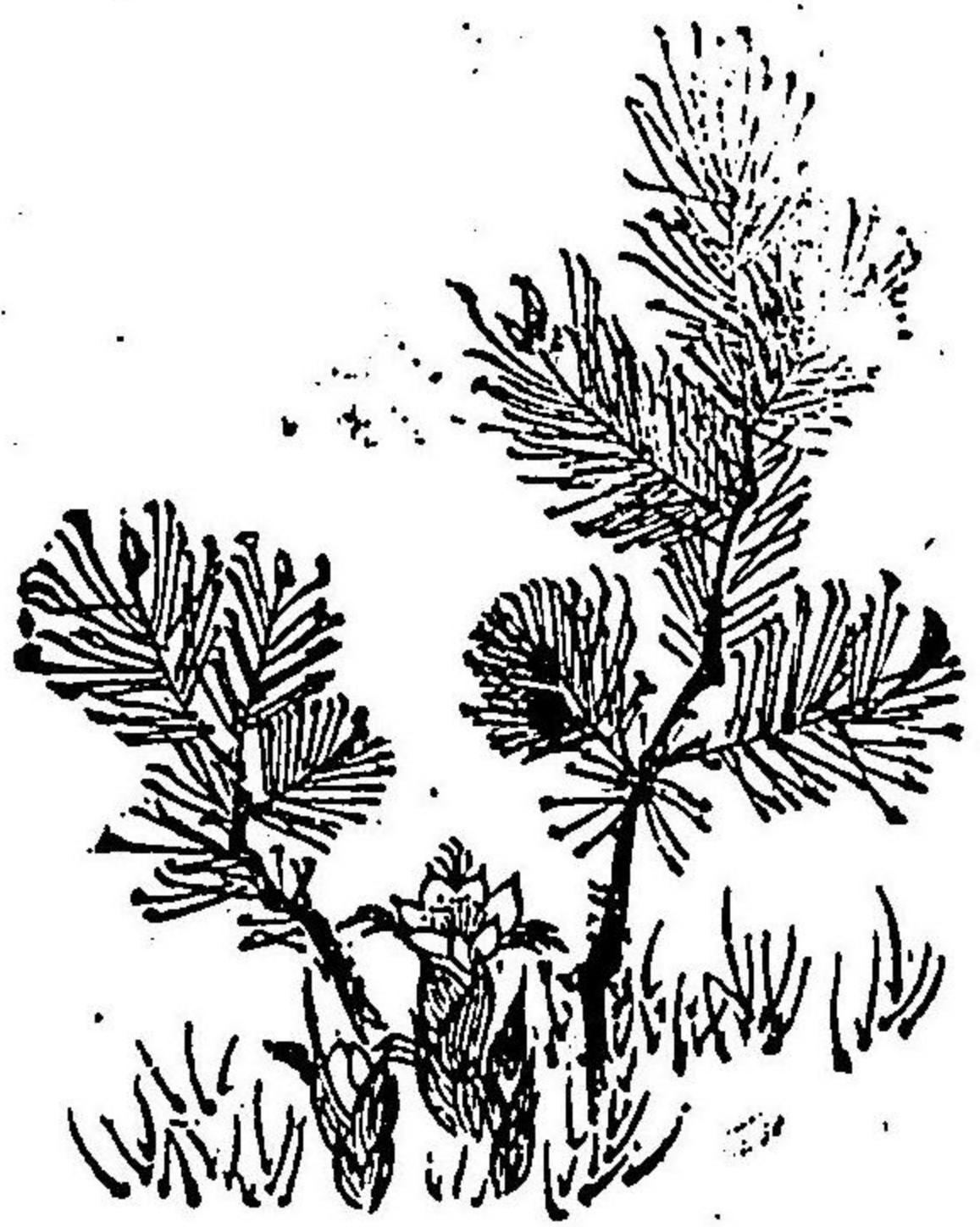
般若寺山王宮門客人二尊

右志趣者奉爲天地長久殊者大旦那藤原朝臣貴久並義久武運長久三州安全所願成就故也

于時永祿十二曆五月十七日

願主光倍敬白

當別當坊 惠 瑜



◎霧島神社

祭神

天津彦火々瓊杵命

木花咲耶姬命

彦火々出見命

豊玉姬命

鸕鷀草葺不合尊

玉依姬命

霧島神社は川西の内永山にあり、草建の年月今傳はらずと雖、此邊に永山姓の人住居し、霧島山へ月參祈願しつゝありしが、後ち年老ひ歩行するを得ざるに及び、此所に霧島山の權現社を勸請せりと云ふ、社殿は寶殿、拜殿、門守神社ありて、神體は木像六軀と鏡二面なり、木像の高さ二体は各九寸三分、四体は各七寸五分、鏡は各六寸なり、正祭を九月九日とす。

◎菅原神社

祭神

贈太政大臣菅原道真公

社殿

寶殿

三敷二間半

橋殿

方一間

舞殿

四敷三間

門守神社

方三尺

神饌所

方一間

菅原神社は、鶴丸の宮脇に鎮座せる無格社にして、菅丞相の木像一體を以て神體とす、往昔は龜岡天神社と稱し、龜鶴城二の丸の鎮守にして龜城に鎮座ありしか、元龜元年二月十五日今の地に遷座ありしなり社傳は龜鶴城の部に略記せしを以て茲に再記せず、例祭を十月十五日とす

◎ 其他の神社

○小國神社は、中津川字楠邊に鎮座せる無格社にして、火産靈神を祭る、神體は石體にして慶應二年の創建に係る、十月十四日を以て例祭とす。境内老松ありて頗る幽致あり。

○愛宕神社は中津川字園田なる勝軍山に鎮座ありて、祭神は小國神社に同じく、白猪の上に鎧を着けたる木像一體を神體とせしか、今は石體を以て神體となせり、永祿年間島津義弘公、加世田より飯野へ移轉の際當所に休憩せらる、其時勝軍石と稱し、自然石の高さ四尺六寸許の石を建て、其傍に一株の松を移植せられしも今はなし、社は其後明和年間の勸請に係るものなりと云ふ、例祭を九月十九日とす。

○水神社は、熊野神社境内にありて枝社たり、神體は石體にして、彌都波賣神を祭る、例祭を九月十九日とす。

○鎮守神社は川添字三堂にありて無格社たり、神體は石體にして祭神詳ならず、例祭を九月十八日とす。

○山神社は川添字山神に在りて草建の年月明かならず、祭神は大山祇神にして神體は御鏡なり、無格社にして例祭を十一月九日とす。



◎ 光照院の趾

光照院ちやうざういんは箱崎神社境内にありて堂は其北脇にありき、今廢して趾は小竹山林たり、眞言宗にして箱崎八幡宮の座主と稱す、草創の年月を詳かにせざれども、性空上人の門基なりと云へり、藥師如來を本尊とす、歴代の事蹟今傳はらざれども、舊記に存する住持は、勢順、光岳、光宗、賴興、宥慶、賴意、元長、賴圓、盛昌、快舉、覺映、實盛、盛宥、盛照、亮綱、堯重、宥秀、覺眞の十八代とす、釣鐘一口あり銘に

奉施入

釣鐘一口

大隅國筒羽野村

箱崎八幡宮

大檀那沙彌愛阿

並豊前入道沙彌道景

願主 僧 良 能

山鹿大三秀重

永徳元年辛酉八月二十五日

想ふに永徳は北朝後圓融天皇時代なるを以て、今を去る五百餘年前なり、此釣鐘は明治十年の亂に、行露不明となりしと云ふ。



◎玉泉寺の趾

玉泉寺は、禪宗飯野長善寺の末寺にして、菩提所たり、鶴丸の内にありて世に龜鶴山地藏院と稱す、今の鶴丸墓地の東なる畑地は則ち其趾なり、常寺も往古は境内甚だ廣く、樹木叢生して堂宇も又頗る廣大なりしと云ふ、藥師如來を本尊とす、開基の年代今明かならざれども、大同舜知の開山なりと云ふ、元龜年間火災に罹り、由緒帳等多く焼失せしを以て、歴代の事蹟今傳はらず、住持は、大同舜知、松屋能鑑和尚、孝室守眷和尚、密山大祝首座、學員文積首座、貫山安之首座、利岩文益首座、文室理天和和尚、達海豐龍和尚、裨林貞記室、貫恍禪綱和尚、萬元和尚、泰翁和尚、即延和尚、微源首座、朴堂、道山の十七代とす。

◎和氣清麿の古跡

和氣清麿わけのきよまろの古跡は、吉松停車場の東凡一里許、中津川の内高塚と稱する澤原高原中にあり。和氣公の住居せしと稱する洞窟今尙存す、洞の入口の巖石に文字を刻すと雖、千餘年の春秋を經過せし今日なればにや、文字苔蝕して明かならず、唯僅かに十一月十三日の數文字を辨別するを得しと雖、今は之すら讀むを得ざるに至れりと云ふ。未だ洞内の有様を探りし者なきを以て、其深さ知るへからずと雖、洞中の奥に數疊敷き程の平地ありと云へり、洞の西北凡二十町許の處に和氣の段と稱する所あり、今萩の段と云ふ。此所は當時和氣公の散鬱の爲め度々行吟せし所なりと口碑に傳へたり、今此邊を開墾すれば、往々古錢、古器物を發掘することありとぞ、公の古跡は牧園村にもありと言へば或は一時此所に來られしものによ、今口碑の儘を記して考古學者の

考證を俟つ事とせむ。

和氣清麿は、其先皇室の分家にして孝謙帝の殊遇を受けし者也、今を距る千百四十年前の人なりとす、時に弓削道鏡なる者あり、河内の人にして其先は物部氏より出つ、少にして佛法を學ひ略は其奥義に通す、孝謙帝佛法を崇び信し盛に佛寺を創建するや、道鏡召し出されて内道場の禪師となりぬ、帝いたく之を寵し給ふ、既にして帝一たひ位を淳仁帝に譲り出家して尼となり、尋て帝を廢して再ひ位に即くや、遂に道鏡を以て太政大臣禪師となし、進んで法王の位につかしめ文武百官皆其前に跪伏して拜賀するに至る。此に於て彼は爲さんと欲して成らざることなく、僭して鸞輿に乗り服食一に天皇に擬し一門五位に敘せらるゝ者男女十人に餘るに至れり、遂に政權

を擅にし竊に天位を覬はんとするに至りぬ。神護景雲三年大宰府の主帥、禰宜の阿曾麿と云ふもの道鏡の旨を希ひ、宇佐八幡の神教と矯りて曰く、道鏡をして天位に即かしめは天下自ら大平ならんと、舉朝之を聞きて大に驚き道鏡の榮華に醉へるもの初めて醒めぬ、然れども道鏡の威を恐れて敢て一言するものなし、平素道鏡を寵愛し給ふ天皇も之に惑はせ給ひ。かねて信任し給へる和氣清麿を召して詔ふやう、道鏡の事につき昨夜夢に八幡大神の使者來りて大神汝の姉尼法均はつまんによりて神託を告げ給はんとす、然れども法均は婦人の身なれば遠路或は過あらん、汝清麿代つて神託を承り來るへしと、清麿涙をふるひて御前を退く、將に發せんとするや道鏡我連命此一舉にありとなし、目を瞑らし劍を按して清麿に謂て曰く、我をして大神の宣ふ如く天位に上らしめは汝に太政大臣を授け委するに國政を

以てせん、若し我か言に違はゞ重罪に處せんと、藤原氏を首領とせる反對派も我運命此一舉にありとなし、深く清麿に結ぶ。已にして清麿宇佐より歸るや、意氣堂々として神旨を奏して曰く、我國開闢以來君臣の分定まれり、臣を以て君となすこと未だ之あらず、天日嗣は必ず皇緒を立てよ無道の人早く除くべしと百官皆色を失ふ、道鏡大に怒り清麿の官を解き姓名を改めて別部穢麿となし、其兩脚の筋を絶ちて大隅に流し法均を還俗せしめて備後に流す、道鏡人を見得ざるに天皇勅使を馳せて之を止められしかば、彼は幸ふして免かるゝことを得たる也、此に於てか道鏡の膽破れ氣挫けて禪位の事遂に止み、其半生の野心は全く水泡に歸し唯た悵々として不平の裡にあるのみ、天皇崩して光仁天皇即位し給ふに及び、道鏡を下野に

逐ひ、清麿を召し還して本姓に復し、累遷して從三位民部卿となし功田二十町を賜はる、延暦十八年薨す、時に年六十七、其後嘉永年間正一位を贈り護國大明神と稱し、明治に至りて別格官幣社に列せらる。清麿は又博學にして殊に故事に明かなり、嘗て民部省例三十卷を著し又命を奉して和氏譜を撰す、嗚呼當時朝廷の百官は皆道鏡の威に怖れ、一人の氣節を有する者なく、唯た其の怒りに觸れざらん事を務むるの時に當り、獨り清麿毅然大節を持し、國の爲めに一身を顧みず、凛として神語を奏し以て彼か野心を得せしめざる者は實に其精忠天日を貫く者と云ふべき也。

津の國の、難波の春は、夢なれや、

あしの枯葉に、風渡るなり。

④ 熊襲梟帥居城の趾

吉松、栗野両村の境に阿場と稱する所あり、斷崖絶壁高さ百仞、川内川の上流其間を過ぎ、激湍轟々として其音雷の如し。元治元年三月開鑿して道路を通す、今の眞幸街道と稱する縣道之なり。口碑に傳へ云ふ、往古は西岸相連り眞幸一帯の地は湖水なりしを、水道を切開して川内川を通過せしむ、今川西の上に魚の越と稱する所あるは當時魚の通過せし所なりと。地勢を按ずるに實に左もありしならんか、長さ半里許の間兩岸相隔つる纒に十數間内外のみ、而して東は栗野嶽に連り西は熊の峯に續く、此山麓に肥薩鐵道線路に屬する一の隧道あり隈船「トンチル」と云ふ長さ二千九十一呎ありて鹿兒島吉松間に於ける最長の隧道なり、傳へ云ふ此邊の地は往古熊襲の居城せし趾なりと、想ふに熊襲は世に熊襲の八十梟帥と稱せられたるか如く其種族甚だ多かりしを以て、其一族か此天嶮無變の地に居城せしや更に疑ふへからざる也。

熊襲とは、上古日向、大隅、薩摩等の各所に割據せし一種族にして其專有に屬する地を熊襲の國と稱し或は隼人の國と曰ふ、何の種族たるを知らずと雖、彼の日本書記の著者が記したるか如く、薩摩隼人か皇宮府應天門の外に跪座して、百官の出入に十三回の狗吠をなすものは、ほすせりか彦火々出見尊に臣伏したる忠誠の表證なりしと云へは、天孫人種と密接の關係ありしや更に疑ふべからざる也。容貌魁偉、身體輕捷にして其勇武當るべからず、而して其種族甚だ多きを以て、世に熊襲の八十梟帥と稱せられたり、二千五百年史の著者が言へるが如く、勇武は優等人種の標識たる時代にありては、

決して劣等の人種ならざるを見るべし。』紀元前には是等の地方は、都に近かりしを以て王化に服し、太平無事なりしと雖、神武天皇都を大和に定むるの後、年代を経るに従ひ漸く王化に遠かり、紀元七百年代に至りては酋長各所に割據して人民を殘害し、肯て朝廷に服せず、遂に紀元七百四十二年景行天皇の十二年即ち日本武尊御降臨の年全く反するに至る。

天皇遂に御親征の議を決し給ひ、其年八月纏向日代宮を御進發せらる想ふに之れ神武天皇以來八百年間に於ける天皇親征の初めなりしを見れば、熊襲の賊か如何に強大なりしかを見るべし、斯くて天皇は周防、豊前、豊後の諸賊を討ち滅ぼし、十一月進んで日向國に入り行宮を興して居す、之を高屋宮と云ふ。

時に熊襲の渠帥二人あり、厚鹿文、近鹿文と云ふ、天皇重幣を以て

梟帥の二女市乾鹿文、市鹿文を召して之を寵し給ふ、市乾鹿文奏して曰く、天皇熊襲の服せざるを憂ふること勿れ、妾に良謀ありと、乃ち從兵數人を率ひて家に返り、父に飲ましむるに醇酒を以てし、其酔て寐ぬるを窺ひ密に父の弦を斷ち、從兵をして之を殺さしむ。天皇父を殺すの不孝を惡みて市乾鹿文を誅す、斯くて十三年の夏五月熊襲全く平定す。

天皇の二十七年(紀元七四八)熊襲再び叛して朝貢を獻らず、其十月天皇日本武尊をして之を討たしめ給ふ、尊時に年十六なり、美濃國の人弟彦と云ふ者弓術に長するを以て之を従へて都を出發し、十二月熊襲の國に到り、先づ其消息及び地形の險易を窺ひ給ふ、時に熊襲の魁帥取石鹿文(又川上梟帥と云ふ)將に一族を擧げて宴せんとす、尊乃ち髪を解き垂て、女の姿を粧ひ、劔を衣裡に匿して宴室に入る。

梟帥其尊なるを知らず深く其容色を愛し、尊の御手を携へ席を全うし、杯を舉げて相戯むる、斯くて夜半に及び衆皆散し、梟帥大に酩酊して臥す。尊乃ち劔を抽きて其胸を刺す、梟帥大に驚きて曰く、暫らく待ち給へ言上することありと、尊乃ち劔を留めて待ち給ふ、梟帥啓て曰く、君は誰とかなす、尊曰く吾は是れ今上天皇の皇子日本童男なりと、梟帥又啓て曰く、我は是國の魁の者なり、一人として我威力に勝つ者なし、今に至るまで未だ尊の如き英武の者に遇ひしことなし、願くは以後皇子を號して日本武尊と稱へ奉らんと言訖て遂に誅に伏す、尊乃ち弟彦を遣はして餘類を伐たしめ熊襲全く平定す、二十八年二月尊歸路に就き給ふ。

其後第十四代仲哀天皇の二年熊襲又反す、天皇御親征の途次會々病みて崩御し給ひしに依り、皇后、武内宿禰と謀り、喪を秘し鴨別命

をして熊襲を討たしめ旬日にして平定せり。

斯の如く熊襲の賊は各所に割據して暴威を揮ひ、良民を却害し邊境を擾し、屢朝命に叛て朝貢を獻らざる勇悍なる一種族なりき。

夏草や兵どもの夢の跡。

◎塚の原の古墳

吉松停車場の南を塚の原と稱す、往古は古墳疊々たる所なりしと雖、今は多くは田、畑、山林となりて其趾を止めず、唯鐵路の東に現今の小墓地を存するのみ。明治三十四年五月鐵道工事の爲め、愛甲某氏の所有に係る畑地を開拓せしに、古墳數ヶ所ありて皆骨片と武具とを藏めたり。始めに開掘したるものは、地下三四尺の所に石垣を廻らし、四人位の骨片と長刀二振とを藏め、次日發掘したるものは頭部の骨片と脛骨とのみありて、齒は尙二三枚齒骨に並列し、長さ二尺七八寸の太刀二振と長さ一尺幅一寸位の鋒數個、及び之より稍短く形又異なるもの數十本あり、何れも腐蝕して僅かに原形を示すのみ。其上には縦三尺五寸、横二尺八寸の平板石を以て覆てり、其發掘したる骨片武具は今墓地の側に埋めありと云ふ。何時頃のものなりや今明かならずと

雖、武具の模様より察すれば、蓋し三四百年を経過せしものならむ。塚の原の南を陣前と稱し、其南を陣之内と稱す、往古陣營のありし所なりと口碑に傳ふれども、今詳かならず、記して後考を俟つ。

古奈一句、無死無生

萬里雲盡、長江水長

◎招魂社

招魂社は、清瀧神社の南にありて、明治十年の役に戦死せる諸士の靈を合祀す、碑は明治十四年十月の建立にして裏面に刻せる戦死者は左の九人なりとす。

- 肥後國於山鹿十年三月五日戦死 萩原 平 享年四十年
- 全國於川尻全年三月二十三日戦死 馬場 篤志 享年三十七年
- 全國於鳥巢全年五月十二日戦死 竹之上 壯一郎 享年二十六年
- 全國於田原坂全年三月十四日戦死 山崎 盛悦 享年四十八年
- 全國於深川全年四月十四日戦死 菱刈 熊助 享年二十三年
- 日向國於加久藤全年七月廿日戦死 永 暲次郎 享年二十六年
- 全國於延岡全年六月廿四日戦死 久留 龍兵衛 享年二十八年
- 全國於瀧岡全年七月廿一日戦死 久木元利右衛門 享年三十九年

薩摩於太良郷全年五月廿二日戦死 寄田 次郎一 享年三十年

招魂碑の両脇に丁丑、日清両役の紀念碑あり、明治三十年十二月猪俣謙四郎、和田盛信、村岡雄一、鶴永直、及び本書著者の五人主唱し、有志者の寄附金を以て建立せしものに係る、碑文は左の如し。

丁丑役紀念碑

往年西郷翁之舉兵鹿兒島也。我郷之諸氏亦與焉。嗚呼當時之事、誠不忍言也。雖然諸氏豈不辨順逆者。蓋憂國衷情橫溢至此耳。爾來二十餘年矣。諸氏存者又或死或老。而時局亦一變。予輩不堪今古之感。乃與郷之志士相謀。投資而建此碑以錄諸氏之姓名云爾。(秋花撰)

征清役紀念碑

明治二十七年我邦出問罪之師於清也。戰則克攻則取。清國遂

割地以媾和。誠神州無前之不績也。是雖因皇威之宜揚。抑亦六軍皆奮致忠列之功也。此大關名教也。我鄉從軍者亦多矣。今刻其姓名於真珉以垂後昆。(全上)

飲馬綠江果何日。一朝事去壯圖差。
此間誰解英雄恨。袖手春風咏花落。

◎清冽なる竹中池

竹中池は吉松停車場を距る東南凡十八町許、川添の山麓にあり。南北三町、東西三十間、周回七町餘、東に山岳連りて琅玕叢生し、翠色清波に瀕りて清影婆娑たり、西は堤を築きて水の流出を防ぐ。水は清冽甘味にして深さ測るべからず、遊魚其間に出没して真に幽邃閑雅の仙境たるを失はざる也。

山色湖光青於藍。萬尋飛瀑瀉曉嵐。
造化秘靈藏此境。好陪先生將討探。

◎廣漠たる澤原

澤原は中津川、川添の東部に位する廣漠たる高原にして、宮崎縣西諸縣郡の原野に連續す。廣き數千町歩、其間ま、畑地に開墾せる所ありと雖、其大部は見渡す限り野草茫茫たり。而して高島池、柳池、外池、人見池、等の池沼所々に點在して風光甚花佳。試に杖を原頭に曳いて一嘯せよ、孟子の所謂浩然の氣を其間に養成するを得んなり。嗚呼朝暉東天に雲錦裳を曝らして朝露に反映し、夕照林巒に反照して蜀錦を連ぬるの美觀、又何物か之れに加へん、況や千種の花は盛にして露を含み、蟲の音は心あり顔に啣々たるに於てをや、文士たる者一遊せざるべからず。

秋の野に人まつ蟲の聲すなり、
我がと行きていざとふらはむ

9/34

明治三十六年十二月三十日印刷
明治三十七年一月五日發行

定價金

著者兼
發行者

鹿兒島縣士族

鬼塚兼信

鹿兒島縣始良郡吉松村
川西千九百九十八番地

印刷人 松岡藤之助

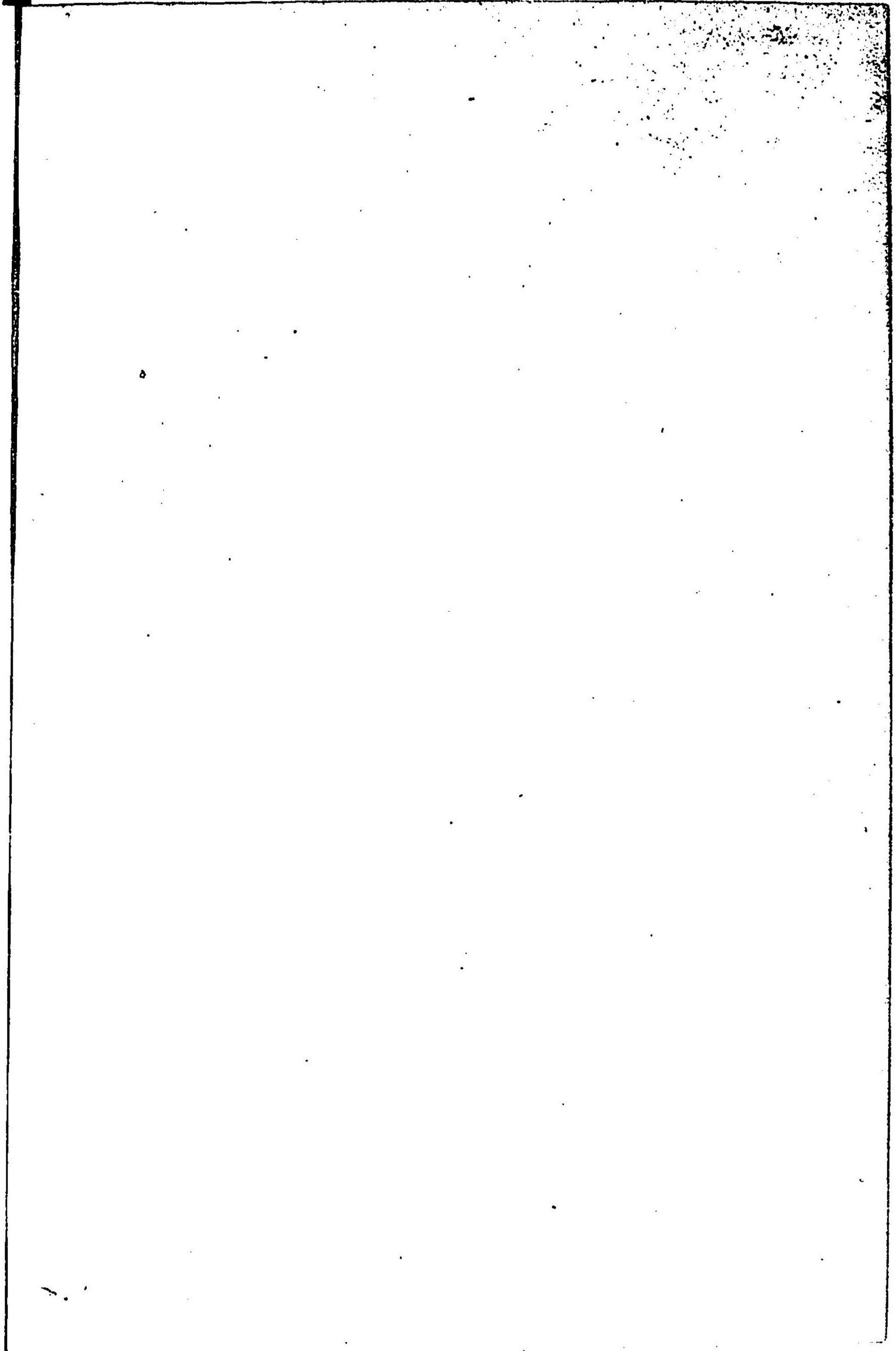
全縣鹿兒島市冷水町百
七番戶

印刷所 鹿兒島活版所

全縣全市山下町百七十
三番地

94
136

不許
複製



94
136

